国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画)

令和3年度~令和7年度

令和3年6月18日 <u>令和6年4月1日改訂(案)</u> 国土交通省

改訂履歴

改訂日	改訂内容
令和6年4月1日	水道行政の厚生労働省からの移管に伴う対象施設
	(水道)の追加

Ⅲ.計画の範囲

【対象施設】

国土交通省が維持管理・更新等に係る制度や技術を所管するインフラについて、法令で位置付けられた全ての施設を対象とする(具体的な対象施設は次表のとおり)。

分野	対象施設	主な根拠(関連)法令
道路	道路施設(橋梁、トンネル、大型の構造物 (横断歩道橋、門型標識、シェッド 等) 等)	道路法第2条第1項
河川•ダム	河川管理施設(ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等)	河川法第3条第2項
砂防	砂防設備	砂防法第1条
	地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設	地すべり等防止法第2条第3項 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2 条第2項
海岸	海岸保全施設(堤防、護岸、胸壁、水門及び 樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜 等)	海岸法第2条第1項
<u>水道</u>	水道施設(浄水施設、配水施設等)	水道法第3条第8項
下水道	下水道(管路施設、処理施設、ポンプ施設 等)	下水道法第2条第2項
港湾	港湾施設(水域施設、外郭施設、係留施設、 臨港交通施設 等)	港湾法第2条第5項及び第56条の2の2 港湾法施行令第19条
空港	空港土木施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、 場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等)	航空法施行規則第79条及び第92条
	航空保安施設	航空法施行規則第1条 電波法施行規則第3条
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)	空港法第15条
鉄道	鉄道(線路、停車場、電気設備、運転保安設 備)	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第90条
	軌道(軌道、線路建造物、電力設備、保安設 備、通信設備)	軌道運転規則第12条、第13条、第17条、第1 9条及び第20条
	索道(索道線路等、停留場、原動設備、握索 装置等、保安設備)	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第42 条
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物(門型標識等) 等	一般自動車道構造設備規則第11条、第12条、第 16条、第17条及び第29~34条
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)	航路標識法第1条第2項
公園	都市公園等(都市公園、特定地区公園(カントリーパーク))	都市公園法第2条第1項 社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号
住宅	公営住宅	公営住宅法第2条第2号及び第9号
	公社賃貸住宅	地方住宅供給公社法第21条第3項第1号
	UR賃貸住宅	独立行政法人都市再生機構法第3条
官庁施設	官庁施設(庁舎、宿舎 等)	官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項

観測施設	測量標(電子基準点、験潮場)	測量法第10条第1項第1号
	気象レーダー施設	気象業務法第3条第1項

※水道分野については、本計画のうち分野横断的な事項による他、本計画に定めのない事項については、令和6年4月1日改正前の「厚生労働省インフラ長寿命化計画(行動計画)(令和3年3月31日策定)」の例によるものとする。